

「約款・規定集」の改定（新旧対照表）

2024年12月1日

（下線部変更）

新	旧
<p>1. 総合取引約款</p> <p>（約款の趣旨）</p> <p>第1条 この約款は、お客様（お客様が取引等に係る代理人を指定されている場合は当該代理人を含みます。以下、この約款・規定集において同じ。）がJトラストグローバル証券株式会社（以下、この約款・規定集において「当社」といいます。）で行われる、インターネット、コールセンター、対面営業部店およびオールアクセスを利用した証券取引・証券情報サービス（以下「本サービス」といいます。）に関し、お客様と当社の権利義務関係に関する事項を明確にすることを目的とするものです。</p> <p>（約款等の適用）</p> <p>第1条の2（現行どおり）</p> <p>2 各約款等における規定内容に差異があった場合には、当該取引等について規定するそれぞれの<u>各約款等</u>が優先されます。</p> <p>3 各約款等の規定内容に約款の条数、項数または号数が記載されている場合、特に各約款等の名称が指定されていなければ、当該記載がされた<u>各約款等</u>におけるものを指すものとします。</p> <p>（口座開設の可否）</p> <p>第3条 次に該当したお客様は、原則として口座の開設をお断りいたします。</p> <p>①～②（現行どおり）</p> <p>③ 緊急時に連絡が<u>取れない方</u></p>	<p>1. 総合取引約款</p> <p>（約款の趣旨）</p> <p>第1条 この約款は、お客様（お客様が取引等に係る代理人を指定されている場合は当該代理人を含みます。以下、この約款・規定集において同じ。）がJトラストグローバル証券株式会社（以下「当社」といいます。）で行われる、インターネット、コールセンター、対面営業部店およびオールアクセスを利用した証券取引・証券情報サービス（以下「本サービス」といいます。）に関し、お客様と当社の権利義務関係に関する事項を明確にすることを目的とするものです。</p> <p>（約款等の適用）</p> <p>第1条の2（省略）</p> <p>2 各約款等における規定内容に差異があった場合には、当該取引等について規定するそれぞれの<u>約款または規定等</u>が優先されます。</p> <p>3 各約款等の規定内容に約款の条数、項数または号数が記載されている場合、特に約款等の名称が指定されていなければ、当該記載がされた約款におけるものを指すものとします。</p> <p>（口座開設の可否）</p> <p>第3条 次に該当したお客様は、原則として口座の開設をお断りいたします。</p> <p>①～②（省略）</p> <p>③ 緊急時に連絡が<u>つけられない方</u></p>

新	旧
<p>2 (現行どおり)</p> <p>(取引時確認)</p> <p>第4条 当社は、お客様が当社に口座を開設される際、および口座開設後適時に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令諸規則および当社が定めるところに基づき、<u>本人特定事項の確認を含む取引時確認</u> (以下「<u>取引時確認</u>」といいます。)を行い、お客様はこれに応じるものとします。当社は<u>取引時確認を実施するために</u>、お客様にご連絡をする場合があります。</p> <p>2 <u>当社は、本サービスに係る各種手続きおよび注文の受発注その他必要に応じて、届出印による捺印または当社所定の方法により本人特定事項の確認をお願いすることがあり、本人特定事項の確認ができない場合には、当該手続き等に応じられない場合があります。</u></p> <p>(本人認証)</p> <p>第5条 インターネット取引（オールアクセス取引をインターネット経由で取引される場合を含みます。以下「インターネット取引等」という場合があります。）を利用する際には、当社はお客様に部店コード、お客様コード、ログインパスワード、お取引時に使用する暗証番号（以下「<u>執行パスワード</u>」<u>といい、これらの2種類のコードおよび2種類のパスワードを総称して「ログインパスワード等</u>」<u>といいます。</u>）を発行します。ログインの際にはログインパスワード等による本人確認（以下「本人認証」といいます。）を必要とするものとします。</p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>4 ログインパスワード等を失念または紛失した場合には、速やかに当社までお申出く</p>	<p>2 (省 略)</p> <p>(本人確認)</p> <p>第4条 当社は、お客様が当社に口座を開設される際、および口座開設後適時に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令諸規則および当社が定めるところに基づき、本人確認を行い、お客様はこれに応じるものとします。<u>その際</u>、お客様にご連絡する場合があります。</p> <p>(新 設)</p> <p>(本人認証)</p> <p>第5条 インターネット取引（オールアクセス取引をインターネット経由で取引される場合を含みます。以下「インターネット取引等」という場合があります。）を利用する際には、当社はお客様に部店コード、お客様コード、ログインパスワード、お取引時に使用する暗証番号（以下「<u>執行パスワード</u>」<u>といいます。</u>）を発行します。ログインの際には部店コード、お客様コード、ログインパスワード等による本人確認（以下「本人認証」といいます。）を必要とするものとします。</p> <p>2～3 (省 略)</p> <p>4 ログインパスワード、執行パスワード等を失念または紛失した場合には、速やかに</p>

新	旧
<p>ださい。なお、<u>ログインパスワード等を失念または紛失</u>によって生じた不利益および損害等は、当社はその責任を負いません。</p> <p>5 お客様は、自らの責任と判断に基づき、自らの資金により、自らのためにインターネット取引等を利用することとし、理由の如何を問わず、<u>ログインパスワード等</u>を第三者に使用させ、もしくは譲渡、貸与、名義変更、売買等を行うことはできないものとしてします。</p> <p>6 (現行どおり)</p> <p>(個人情報等の取扱い)</p> <p>第 10 条 (現行どおり)</p> <p>なお、米国における個人情報保護制度に関する情報などの詳細は、当社ホームページの「個人情報保護宣言」(https://www.itg-sec.co.jp/rules/privacy.htm)をご確認ください。</p> <p>(個人データ等の第三者提供に関する同意)</p> <p>第 10 条の 2 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>なお、米国における個人情報保護制度に関する情報などの詳細は、当社ホームページの「個人情報保護宣言」(https://www.itg-sec.co.jp/rules/privacy.htm)をご確認ください。</p> <p>(取引の有効期限)</p> <p>第 17 条 (現行どおり)</p> <p>2 株式の注文について、当該株式の売買注文の有効期限が権利付最終日を越えるときは、当該<u>権利付最終日の取引時間終了</u>をもって当該株式注文を無効とする場合があります。</p> <p>3 株式の注文について、当該株式の上場さ</p>	<p>当社までお申出ください。なお、<u>それによって生じた不利益および損害等</u>は、当社はその責任を負いません。</p> <p>5 お客様は、自らの責任と判断に基づき、自らの資金により、自らのためにインターネット取引等を利用することとし、理由の如何を問わず、<u>ログイン時に必要な情報、執行パスワード</u>を第三者に使用させ、もしくは譲渡、貸与、名義変更、売買等を行うことはできないものとしてします。</p> <p>6 (省 略)</p> <p>(個人情報等の取扱い)</p> <p>第 10 条 (省 略)</p> <p>なお、米国における個人情報保護制度に関する情報などの詳細は、当社ホームページの「個人情報保護宣言」(https://www.itg-sec.co.jp/itg/kojin.htm)をご確認ください。</p> <p>(個人データ等の第三者提供に関する同意)</p> <p>第 10 条の 2 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>なお、米国における個人情報保護制度に関する情報などの詳細は、当社ホームページの「個人情報保護宣言」(https://www.itg-sec.co.jp/itg/kojin.htm)をご確認ください。</p> <p>(取引の有効期限)</p> <p>第 17 条 (省 略)</p> <p>2 株式の注文について、当該株式の売買注文の有効期限が権利付最終日を越えるときは、当該最終日をもって当該株式注文を無効とする場合があります。</p> <p>3 株式の注文について、当該株式の上場さ</p>

新	旧
<p>れている市場の変更、または株式分割もしくは株式併合等のコーポレートアクションがある場合、当該株式の売買注文の有効期限は<u>当該コーポレートアクションの前営業日</u>を越えて指定する事はできず、その日を越えて注文を入力した場合であっても、当該注文は無効となります。</p> <p>(注文の受付)</p> <p>第 19 条 お客様がインターネット取引等を利用して行う取引注文の受付は、注文内容入力後、お客様が確認され、その入力内容を当社が受信した時点をもって当社の受託とさせていただきます。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>① <u>各種法令諸規則等</u>のいずれかに反するとき</p> <p>②～⑦ (現行どおり)</p> <p>(入金および出金)</p> <p>第 26 条 お客様が当社に金銭を預け入れる時は、当社が指定する銀行口座等へのお振込みにより行うものとします。なお、お振込みに係る手数料のご負担は、<u>お取引チャネルごとに当社が定めるもの</u>とします。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第 33 条 (現行どおり)</p> <p>2 お客様が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく<u>取引時確認</u>に応じない場合、または何らかの事由により<u>取引時確認</u>ができない場合、<u>取引時確認</u>が完了するまでの間、本サービスのご利用を制限することがあります。</p>	<p>れている市場の変更、または株式分割もしくは株式併合等のコーポレートアクションがある場合、当該株式の売買注文の有効期限は<u>変更される日</u>の前営業日を越えて指定する事はできず、その日を越えて注文を入力した場合であっても、当該注文は無効となります。</p> <p>(注文の受付)</p> <p>第 19 条 お客様がインターネットを利用して行う取引注文の受付は、注文内容入力後、お客様が確認され、その入力内容を当社が受信した時点をもって当社の受託とさせていただきます。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>① <u>金商法、その他関係法令、日証協および金融商品取引所の諸規則等</u>のいずれかに反するとき</p> <p>②～⑦ (省 略)</p> <p>(入金および出金)</p> <p>第 26 条 お客様が当社に金銭を預け入れる時は、当社が指定する銀行口座等へのお振込みにより行うものとします。なお、お振込みに係る手数料は、当社が定める<u>方法</u>とします。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第 33 条 (省 略)</p> <p>2 お客様が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく<u>本人確認</u>に応じない場合、または何らかの事由により<u>本人確認</u>できない場合、<u>本人確認</u>が完了するまでの間、本サービスのご利用を制限することがあります。</p>

新	旧
<p>(システムの障害)</p> <p>第35条 インターネット取引等を利用されるお客様は、システムの障害、通信回線の混雑等によってインターネットが利用できないときは、コールセンター、対面営業部店を利用できるものとします。</p> <p>(届出事項の変更)</p> <p>第38条 改名、転居、お届出いただいた印鑑(以下、各約款等において「届出印」といいます。)の変更、内部者登録内容など届出事項に変更があったときは、当社所定の手続きに沿って、当社に直ちに届出を行って<u>いただきます</u>。当該届出が完了していない場合、本サービスのご利用を制限させていただく場合があります。また、この制限に伴う損害について、当社はその責任を負いません。</p> <p>(免責事項)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>①～② (現行どおり)</p> <p>③ 電話での取引において、当社所定の本人特定事項の確認を行った上で取引を行った場合、または確認を行えなかったことにより取引が行えなかった場合</p> <p>④～⑩ (現行どおり)</p> <p>⑪ 当社が必要と判断してお客さまに求めた取引時確認に、適時に応じていただけないことにより、お客様の取引注文を受付けず、執行せず、またはお預りした金銭もしくは有価証券を返還しなかった場合</p> <p>⑫ やむを得ない事由により、当社が本サービスの中止を申出た場合</p>	<p>(システムの障害)</p> <p>第35条 インターネットと取引等を利用されるお客様は、システムの障害、通信回線の混雑等によってインターネットが利用できないときは、コールセンター、対面営業部店を利用できるものとします。</p> <p>(届出事項の変更)</p> <p>第38条 改名、転居、お届出いただいた印鑑(以下、各約款等において「届出印」といいます。)の変更、内部者登録内容など届出事項に変更があったときは、当社所定の手続きに沿って、当社に直ちに届出を行って<u>ください</u>。当該届出が完了していない場合、本サービスのご利用を制限させていただく場合があります。また、この制限に伴う損害について、当社はその責任を負いません。</p> <p>第39条 (省 略)</p> <p>①～② (省 略)</p> <p>③ 電話での取引において、当社所定の本人確認事項の確認を行った上で取引を行った場合、または確認を行えなかったことにより取引が行えなかった場合</p> <p>④～⑩ (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>⑫ やむを得ない事由により、当社が本サービスの中止を申出た場合</p>

新	旧
<p>(解約事由)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>①～⑦ (現行どおり)</p> <p>⑧ お客様が、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」といいます。）に基づく取引時確認および当社がおお客様の同一性の確認に必要と認める場合に行う当社所定の本人<u>特定事項</u>の確認等の手続きに応じない場合</p> <p>⑨～⑬ (現行どおり)</p> <p>⑭ <u>お客様が当社に対し、直接・間接を問わず、謝罪文などの文書の提出を合理的な理由なく繰り返し要求し、当社が解約を申し出たとき</u></p> <p>⑮ <u>お客様が、交渉・相談・話合等に関する時期・頻度・媒体・手段等についての当社からの申し入れ（交渉・相談・話合等の時間・場所の限定、書面等媒体の限定、面談・電話・電子メール等による直接の接触の禁止、裁判所や第三者機関での手続きへの限定等）に対し、直接・間接を問わず、合理的な理由なく拒絶し、当社が解約を申し出たとき</u></p> <p>⑯ <u>お客様が当社従業員に対し、直接・間接を問わず、合理的な理由なく直接面談・電話・郵便・電子メール等で接触・面談・交渉し、当社が解約を申し出たとき</u></p> <p>⑰ <u>お客様が行政機関・報道機関・関連会社・株主等の第三者に対し、直接・間接を問わず、合理的な理由なく当社業務に関する苦情を繰り返し申し立て、当社が解約を申し出たとき</u></p> <p>⑱ <u>お客様が、直接・間接を問わず、当社におけるお客様名義の口座を利用して、金商法その他の法令、諸規則、市場慣行等の趣旨に照らして、好ましくない取引</u></p>	<p>(解約事由)</p> <p>第40条 (省 略)</p> <p>①～⑦ (省 略)</p> <p>⑧ お客様が、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」といいます。）に基づく取引時確認および当社がおお客様の同一性の確認に必要と認める場合に行う当社所定の本人確認等の手続きに応じない場合</p> <p>⑨～⑬ (省 略)</p> <p>⑭～⑲ (新 設)</p>

新	旧
<p><u>を行った場合で、当社が解約を申し出たとき</u></p> <p>⑱ <u>お客様の連絡先が不明な場合、お客様が当社からの連絡を拒否する場合、その他当社がお客様に連絡が取れなくなった場合で、当社が解約を申し出たとき</u></p> <p>⑳ <u>お客様の口座が国内外のマナー・ローディング、テロ資金供与および拡散金融の対策に関連する法令等、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき</u></p> <p>㉑ <u>やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき</u></p> <p>2. 保護預り約款</p> <p>(共通番号の届出)</p> <p>第6条 お客様は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人<u>特定事項</u>の確認を行わせていただきます。</p> <p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2 取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより、口座残</p>	<p>2. 保護預り約款</p> <p>(共通番号の届出)</p> <p>第6条 お客様は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第9条 (省 略)</p> <p>2 <u>残高照合のためのご報告は、1年に1回</u> <u>(信用取引、デリバティブ取引の未決済建</u></p>

新	旧
<p>高等に異動があった場合には四半期に1回以上、<u>口座残高等に異動がなくお預かり残高がある場合には1年に1回以上、残高照合のための報告を行います。また、信用取引、デリバティブ取引を取引されている場合には、月中に建玉等の異動があった場合には1ヶ月に1回報告を行います</u>ので、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社のコンプライアンス統括部に直接ご連絡ください。</p> <p>3～4 (現行どおり)</p> <p>(届出事項の変更手続き)</p> <p>第14条 お届出事項を変更なさるときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「<u>運転免許証</u>」のコピー等の書類のご提出または「<u>個人番号カード</u>」等のご提示を願うこと等があります。</p> <p>2 前項によりお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了したのちでなければ保護預り証券の返還等のご請求には応じません。</p> <p>(免責事項)</p> <p>第19条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>① 当社が、当社所定の証書に押なつされた印影と届出印が相違ないものと認め、<u>または当社所定の方法により本人特定事項の確認を行ったうえで保護預り証券をご返還した場合</u></p> <p>② 当社が、当社所定の証書に押なつされた印影が届出印と相違するため、<u>または当社所定の方法により本人特定事項の確認が行えなかったため、保護預り証券をご返還しなかった場合</u></p>	<p><u>玉がある場合には2回)以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますので、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社のコンプライアンス統括部に直接ご連絡ください。</u></p> <p>3～4 (省 略)</p> <p>(届出事項の変更手続き)</p> <p>第14条 お届出事項を変更なさるときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「<u>運転免許証</u>」のコピー等の書類をご提出または「<u>個人番号カード</u>」等をご提示願うこと等があります。</p> <p>2 前項によりお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了したのちでなければ保護預り証券の返還のご請求には応じません。</p> <p>(免責事項)</p> <p>第19条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>① 当社が、当社所定の証書に押なつされた印影と届出印が相違ないものと認め、<u>保護預り証券をご返還した場合</u></p> <p>② 当社が、当社所定の証書に押なつされた印影が届出印と相違するため、<u>保護預り証券をご返還しなかった場合</u></p>

新	旧
<p>③～⑤ (現行どおり)</p> <p>3. 外国証券取引口座取扱約款</p> <p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、お客様と当社との間で行う外国証券(日証協または金融商品取引所が規則に定める外国証券をいう。以下同じ。)の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(外国証券の保管、権利および名義)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>①～⑦</p> <p>⑧ お客様が権利を有する外国証券につき、売却、保管替えまたは返還を必要とするときは所定の手続きを経て処理します。ただし、お客様は、現地の法令諸規則等により券面が返還されない外国証券の国内における返還は請求しないものとします。</p> <p>⑨～⑩ (現行どおり)</p> <p>4. 累積投資約款</p> <p>(キャッシング)</p> <p>第7条 お客様が投資信託受益権等のうち、MR Fについて返還請求を行った場合、当該金銭の受渡日は原則として返還請求日の翌営業日となります。お客様が希望される場合は返還請求日当日にお支払いすることも可能ですが、申し出時間が正午以降になる場合、次の各項に定める方法(以下「キャッシング」といいます。)によります。な</p>	<p>③～⑤ (省 略)</p> <p>3. 外国証券取引口座取扱約款</p> <p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、お客様と当社との間で行う外国証券(日本証券業協会または金融商品取引所が規則に定める外国証券をいう。以下同じ。)の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(外国証券の保管、権利および名義)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>①～⑦</p> <p>⑧ お客様が権利を有する外国証券につき、売却、保管替えまたは返還を必要とするときは所定の手続きを経て処理します。ただし、お客様は、現地の諸各種法令諸規則等により券面が返還されない外国証券の国内における返還は請求しないものとします。</p> <p>⑨～⑩ (現行どおり)</p> <p>4. 累積投資約款</p> <p>(キャッシング)</p> <p>第7条 お客様が投資信託受益権等のうち、MR F、マネー・マネージメント・ファンド(以下「MMF」といいます。)、中期国債ファンドについて返還請求を行い、当該金銭の受渡日が返還請求日の翌営業日以降となる場合であっても、当社が引渡すべき金銭相当額について、返還の請求を行う日の当日に受取りを希望される場合、次の各項</p>

新	旧
<p>お、キャッシングの利用にあたっては当社が承諾した場合に限り、当社所定の手続きによってこれを行うものとします。</p> <p>2 キャッシングの申込みがあった場合、当社は当該投資信託受益権等を担保として、次の各号に掲げる金額を限度として金銭を貸出すことができます。</p> <p>MR F については次のイ、ロまたはハのうち、いずれか少ない金額</p> <p>イ MR F の残高</p> <p>ロ 返還可能金額 返還可能金額＝解約口数×基準価額</p> <p>ハ 200 万円 (削 除)</p> <p>3 前項のキャッシング申込日に、当社は、当該申込日の前日までの計算に基づき、前項のキャッシングの貸出しによる金銭に相当する当該投資信託受益権等について、当該貸出しの担保としてその受益権等に質権を設定すると同時に、前条定める返還請求に基づく換金手続きを行います。</p> <p>4 前項の換金手続きに基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出残高全額の返済に充てます。当該金銭とは別</p>	<p>に定める方法（以下「キャッシング」といいます。）によります。なお、キャッシングの利用にあたっては当社が承諾した場合に限り、当社所定の手続きによってこれを行うものとします。</p> <p>2 キャッシングの申込みがあった場合、当社は当該投資信託受益権等を担保として、次の各号に掲げる金額を限度として金銭を貸出すことができます。</p> <p>① MR F については次のイ、ロまたはハのうち、いずれか少ない金額</p> <p>イ MR F の残高</p> <p>ロ 返還可能金額 返還可能金額＝解約口数×基準価額</p> <p>ハ 200 万円</p> <p>② <u>MMF、中期国債ファンドについてはそれぞれ次のイ、ロまたはハのうち、いずれか少ない金額</u></p> <p><u>イ MMF、中期国債ファンドの残高</u></p> <p><u>ロ 申込日の前日までの果実に基づき計算した返還可能金額</u> 返還可能金額＝解約口数×基準価額＋ <u>{解約される受益権に係るキャッシングの申込みがあった日の前日までの分配金 (A)}－源泉税相当額 {(A) × (所得税率+地方税率)}</u></p> <p>ハ 200 万円</p> <p>3 前項のキャッシング申込日に、当社は、当該申込日の前日までの計算に基づき、前項のキャッシングの貸出しによる金銭に相当する当該投資信託受益権等について、当該貸出しの担保としてその受益権等に質権を設定すると同時に、前条定める返還請求に基づく換金手続きを行います。</p> <p>4 前項の換金手続きに基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出残高全額の返済に充てます。当該金銭とは別</p>

新	旧
<p>に、第2項のキャッシング申込日から当該受渡日の前日までの果実から源泉徴収税額相当額を差引いた金額に相当する金額は、次の各号に掲げる計算式により算出し、貸出利息として当社がもらい受けます。ただし、MRFについての当該貸出利息は、当該受渡日の属する月の最終営業日に当社がもらい受けます。なお、当該貸出利息に相当する果実の明細はお客様にお知らせしないことがあります。</p> <p>MRFの場合</p> $A = \{ a : \text{解約口数} \times \text{キャッシング請求日の翌営業日前日までの分配金単価合計 (円未満四捨五入)} \} - a \times \text{所得税率 (円未満切捨)} - a \times \text{地方税率 (円未満切捨)}$ $B = \{ b : \text{解約口数} \times \text{キャッシング請求日の前日までの分配金単価合計 (円未満四捨五入)} \} - b \times \text{所得税率 (円未満切捨)} - b \times \text{地方税率 (円未満切捨)}$ <p>貸出利息 = A - B (削 除)</p> <p>5 当社は、第3項の換金を行う際の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、第3項の換金手続きに基づく金銭と第2項のキャッシングの貸出による金銭およびその利息との差額を、お客様に請求できるものとします。</p> <p>5. 振替決済口座管理約款 (振替決済口座の開設)</p>	<p>に、第2項のキャッシング申込日から当該受渡日の前日までの果実から源泉徴収税額相当額を差引いた金額に相当する金額は、次の各号に掲げる計算式により算出し、貸出利息として当社がもらい受けます。ただし、MRFについての当該貸出利息は、当該受渡日の属する月の最終営業日に当社がもらい受けます。なお、当該貸出利息に相当する果実の明細はお客様にお知らせしないことがあります。</p> <p>① MRFの場合</p> $A = \{ a : \text{解約口数} \times \text{キャッシング請求日の翌営業日前日までの分配金単価合計 (円未満四捨五入)} \} - a \times \text{所得税率 (円未満切捨)} - a \times \text{地方税率 (円未満切捨)}$ $B = \{ b : \text{解約口数} \times \text{キャッシング請求日の前日までの分配金単価合計 (円未満四捨五入)} \} - b \times \text{所得税率 (円未満切捨)} - b \times \text{地方税率 (円未満切捨)}$ <p>貸出利息 = A - B</p> <p>② MMF、中期国債ファンドの場合</p> <p><u>貸出利息 = 第3項の換金手続きに基づく金銭 - 第2項第2号のキャッシングの貸出による金銭</u></p> <p>5 当社は、第3項の換金を行う際の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、第3項の換金手続きに基づく金銭と第2項のキャッシングの貸出による金銭およびその利息との差額を、お客様に請求できるものとします。</p> <p>5. 振替決済口座管理約款 (振替決済口座の開設)</p>

新	旧
<p>第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「総合取引口座申込書」によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い<u>取引時確認</u>を行わせていただきます。</p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>(共通番号の届出)</p> <p>第3条の2 お客様は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係各種法令諸規則等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係各種法令諸規則等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い<u>取引時確認</u>を行わせていただきます。</p> <p>9. 当社の勧誘方針</p> <p>当社は、「<u>金融サービスの提供及び利用環境の整備等</u>に関する法律」、「金融商品取引法」、その他関係諸法令・諸規則を遵守し、以下の方針に則り、お客様に金融商品の適正な勧誘を行ってまいります。</p> <p>1. ～8. (現行どおり)</p> <p>10. <u>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律</u>に係る重要事項の説明について</p> <p><u>「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」(金融サービス法)</u>により、金</p>	<p>第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「総合取引口座申込書」によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い<u>本人確認</u>を行わせていただきます。</p> <p>2～3 (省 略)</p> <p>(共通番号の届出)</p> <p>第3条の2 お客様は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係各種法令諸規則等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係各種法令諸規則等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い<u>本人確認</u>を行わせていただきます。</p> <p>9. 当社の勧誘方針</p> <p>当社は、「金融サービスの提供に関する法律」、「金融商品取引法」、その他関係諸法令・諸規則を遵守し、以下の方針に則り、お客様に金融商品の適正な勧誘を行ってまいります。</p> <p>1. ～8. (省 略)</p> <p>10. 金融サービス<u>提供法</u>に係る重要事項のご説明</p> <p><u>「金融サービスの提供に関する法律」(金融サービス提供法)</u>により、金融商品販売業者等</p>

新	旧
<p>融商品販売業者等は、お客様に金融商品を販売するにあたり、あらかじめ商品毎の重要事項を説明することが義務付けられております。</p> <p>(現行どおり)</p>	<p>は、お客様に金融商品を販売するにあたり、あらかじめ商品毎の重要事項を説明することが義務付けられております。</p> <p>(省 略)</p>
<p>株式 (国内株式・外国株式)</p> <p>株式取引にあたっては、購入対価の他に所定の手数料がかかります (募集・売込および店頭取引等で取得する場合は購入対価のみお支払いいただきます)。株式には、主に以下のリスクがあります。</p> <p>(現行どおり)</p>	<p>株式 (国内株式・外国株式)</p> <p>株式取引にあたっては、購入対価の他に所定の手数料がかかります (募集・売込等で取得する場合は購入対価のみお支払いいただきます)。株式には、主に以下のリスクがあります。</p> <p>(省 略)</p>
<p>転換社債型新株予約権付社債 (転換社債)</p> <p>(削 除)</p> <p>【為替リスク】 外貨建て転換社債の場合には、上記に加え外国為替相場の変動により、円換算での投資元本を割り込み、損失 (元本欠損) が生じるおそれがあります。</p> <p>【転換請求期間の期限】 株式への転換を請求できる期間には制限がありますのでご留意下さい。</p>	<p>転換社債型新株予約権付社債 (転換社債)</p> <p>【転換請求期間の期限】 株式への転換を請求できる期間には制限がありますのでご留意下さい。</p> <p>【為替リスク】 外貨建て転換社債の場合には、上記に加え外国為替相場の変動により、円換算での投資元本を割り込み、損失 (元本欠損) が生じるおそれがあります。</p> <p>(新 設)</p>
<p>株価指数オプション取引</p> <p>株価指数オプション取引にあたっては、購入対価の他に所定の取引手数料がかかります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 買方特有のリスク (期間リスク) : 株価指数オプション取引は期限商品であり、買方が期日までに転売又は権利行使を行わない場合には、権利は消滅します。この場合、買方は投資資金の全額を失うこととなります。買方は、事前にオプション代金 (プレミアム) を当社に差入れしていただく必要があります。 	<p>株価指数オプション取引</p> <p>株価指数オプション取引にあたっては、購入対価の他に所定の取引手数料がかかります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 買方特有のリスク (期間リスク) : 株価指数オプション取引は期限商品であり、買方が期日までに転売又は権利行使を行わない場合には、権利は消滅します。この場合、買方は投資資金の全額を失うこととなります。買方は、事前にオプション代金 (プレミアム) を当社に差入れしていただく必要があります。

新	旧
<p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>株価指数オプション取引においては、事前に所定の証拠金を当社に差入れていただく必要があります。また、<u>売方（売建て取引を行った場合）</u>においては、<u>株価指数オプション取引の相場の変動により計算上の損失額が発生したときは、証拠金の追加差入れが必要となります。</u> 株価指数オプション取引には、<u>主に以下のリスクがあります。</u></p> <p>【価格変動リスク】 <u>オプション価格（プレミアム）は、対象とする株価指数の変動等により上下しますので、<u>転売や買戻し、あるいは期限到来において損失が生じるおそれがあります。</u>また、<u>売方においては、オプション価格の変動により差入れた証拠金（当初元本）を上回る損失が生じるおそれがあります。</u></u></p> <p>投資信託 投資信託取引にあたっては、購入対価の他に、投資信託の種類に応じて購入時手数料がかかるほか（かからない場合もあります）、運用管理費用（信託報酬）等を信託財産で間接的にご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保額や<u>換金時手数料</u>をご負担いただく場合があります。投資信託には、主に以下のリスクがあります。</p> <p>【価格変動リスク】 (現行どおり)</p> <p>【信用リスク】 <u>組み入れた株式および債券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。</u></p> <p>ETF（上場投資信託） (現行どおり)</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>株価指数オプション取引<u>（売建て）</u>においては、事前に所定の証拠金を当社に差入れていただく必要があります。また、株価指数オプション取引の相場の変動により計算上の損失額が発生したときは、証拠金の追加差入れが必要となります。 株価指数オプション取引には、以下のリスクがあります。</p> <p>【価格変動リスク】 価格（プレミアム）は、対象とする株価指数の変動等により上下しますので、<u>これにより差入れた証拠金（当初元本）を上回る損失が生じるおそれがあります。</u></p> <p>投資信託 投資信託取引にあたっては、購入対価の他に、投資信託の種類に応じて購入時手数料がかかるほか（かからない場合もあります）、運用管理費用（信託報酬）等を信託財産で間接的にご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保額をご負担いただく場合があります。投資信託には、主に以下のリスクがあります。</p> <p>【価格変動リスク】 (省 略)</p> <p>【信用リスク】 <u>組み入れた株式、債券および商品等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。</u></p> <p>ETF（上場投資信託） (省 略)</p>

新	旧
<p>【価格変動リスク】 <u>組入れた株式、債券および商品等の値動き等により基準価格が上下しますので、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。</u></p> <p>【信用リスク】 <u>組み入れた株式および債券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外務評価の変化等により、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。</u></p> <p>【その他】 <u>参照する株価指数その他の金融指標等（参照指数）に連動する投資成果を上げることを目指して運用をおこなうETFにおいては、参照指数の構成銘柄等の全てを指数の構成比率どおりに組入れない場合があること等の理由から、基準価格の動きが参照指数と完全に一致するものではありません。</u></p>	<p>【価格変動リスク】 <u>組入れた株式等の値動き等により基準価格が上下しますので、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。</u></p> <p>【信用リスク】 <u>組み入れた株式等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外務評価の変化等により、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。</u></p> <p>【その他】 <u>株式指数等に連動する投資成果を上げることを目指して運用をおこないますが、指数の構成銘柄の全てを指数の算出どおりに組入れない場合があること等の理由から基準価格の動きが指数と完全に一致するものではありません。</u></p>